令和６年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、物価高騰の影響を受けている岡山市内の高齢者・障害者施設等（以下「各施設」という。）の負担を軽減し、サービスの質の低下を防ぐため各施設に対し予算の範囲内で高齢者・障害者施設等運営支援金（以下「支援金」という。）を支給するに当たり、必要な事項を定める。

（対象施設・事業所）

第２条　支援金の対象となる施設・事業所（以下「対象事業所」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす施設・事業所とする。

(1) 令和７年３月１日時点で岡山市内において事業を行っており、かつ申請時点で事業を継続していること

(2) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）等に規定されている施設・事業所であること

(3) 別表に掲げる施設種別等に該当すること

（支給額）

第３条　支援金の支給額は、次の各号に掲げる別表の施設種別等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 入所施設（次号に掲げる施設・事業所を除く。）　次の式により算出した額。なお、式中の「令和６年度１開所日当たりの利用者数」とは、令和６年４月（令和６年５月以降に事業を開始した場合は開始月とする。以下同じ。）から令和７年３月（食事の提供をした月に限る。）までの延利用者数（食事の提供を受けた利用者に限る。）を開所日数（食事の提供をした日に限る。）で除して得た数（小数点第１位以下に端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、算出した人数が定員数を超える場合は定員数とする。）をいう。

１，２００円×令和６年度１開所日当たりの利用者数×令和６年４月から令和７年３月までの開所月数（食事の提供をした月に限る。）

(2) 宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所及び福祉ホーム　前号の規定により算出した額に３分の２を乗じて得た額

(3) 通所施設　第１号の規定により算出した額に３分の１を乗じて得た額

２　前項の規定により算出した額に、１００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（支給条件）

第４条　支援金は、次の各号に掲げる条件すべてに同意する場合に支給する。

(1) 支援金は、全額を食材料費の物価高騰に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に充当すること。

(2) 令和８年３月３１日までは事業を継続すること。

（申請受付期間）

第５条　支援金に係る申請受付期間は、令和７年４月１日から令和７年６月３０日までとする。ただし、支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が郵送で申請をした場合、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

（申請及び請求の方法）

第６条　申請者は、支援金の支給を受けようとするときは、令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金申請書兼請求書（様式第１号）及びその他市長が必要と認める書類を前条に規定する申請受付期間内に市長に提出しなければならない。

２　支援金の支給は、同一の対象事業所において１回に限り受けることができる。

（支給の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、支援金の支給の適否を決定するものとする。

２　市長は、支援金を支給することと決定したときは、令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金支給決定通知書（様式第２号）により、支援金を支給しないことと決定したときは、令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金不支給決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第８条　市長は、前条の規定により支援金が支給されることが決定した者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

⑵　支援金を他の用途に使用したとき。

⑶　第４条各号に掲げる条件その他のこの要綱の規定に違反したとき。

⑷　前各号のほか支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

２　市長は、 前項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、当該受給者に対して令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金返還決定通知書兼返還命令書（様式第４号）により通知するとともに支援金の返還を命じるものとする。

（加算金等）

第９条　支給を受けた受給者は前条第１項に定める事由による取り消しを受けた場合において、前条第２項の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　支給を受けた受給者が、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１０条　支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（支援金の経理等）

第１１条　支援金の支給を受けた者は、支援金対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　支援金の支給を受けた者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金受領の日の属する年度の終了後５年間、保存しておかなければならない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表

施設種別等	
入所施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、施設入所支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（療養介護）、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、福祉ホーム、救護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
通所施設	通所介護事業所、（介護予防）通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）、第１号通所事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所、就労継続支援Ｂ型事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、地域活動支援センター、小規模作業所、日中一時支援事業所、救護施設

（様式第１号）

令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金申請書兼請求書

令和　年　月　日

岡山市長　様

申請者　住所又は所在地

法人名

代表者職・氏名

令和６年度において、岡山市高齢者・障害者施設等運営支援事業の対象事業者として要件を満たしているため、令和６年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第６条の規定に基づき、申請及び請求します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

事業所番号		施設・事業所名	
施設種別等			
施設・事業所の住所又は所在地			
電話番号		事務担当者氏名	
ＦＡＸ番号		担当者連絡先（携帯可）	
施設形態	入所　・　通所	支給対象利用者数	人
開始月	月	※令和６年４月以前に開始している事業所は４月と記入すること。	
食事提供 ※通所施設のみ記入	有　・　無	※直営や委託等で食事提供している場合に限る。 （単なる弁当注文等は対象外）	
支援金額	※金額の積算にあたっては、令和６年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第３条の規定により算出すること。	円	
以下の事項についての同意			
・支援金は、全額を食材料費の物価高騰に係る経費に充当します。 ・令和８年３月３１日までは、事業を継続します。			
振込先	※施設種別等が、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームは記入不要。		
（ヨミガナ）		金融機関番号	
金融機関名			
（ヨミガナ）		支店コード	
支店名			
預金種目		口座番号	
（ヨミガナ）			
口座名義人			

（様式第２号）

第　　号
令和　年　月　日

令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金支給決定通知書

様

岡山市長　　大森　雅夫

申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり支給決定しましたので、令和６年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１．支援金名

高齢者・障害者施設等運営支援金

２．施設・事業所名

３．支給額　　円

（様式第３号）

令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金不支給決定通知書

年　　月　　日

様

岡山市長　　大森　雅夫

申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不支給決定しましたので、令和６年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１．施設・事業所名

２．不支給決定理由

（様式第４号）

令和６年度高齢者・障害者施設等運営支援金返還決定通知書兼返還命令書

年　　月　　日

様

岡山市長　　大森　雅夫

標記のことについて、令和６年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第８条第２項の規定により、以下のとおり決定したので通知し、返還を命じます。

記

１．施設・事業所名

２．返還金額　　円

３．返還事由

４．返還期限

５．返還方法